

参加・参画と協働

第3回広陵町自治基本条例審議会（2019年9月8日）

編集協力：特定非営利活動法人 N P O政策研究所

0. 導入

① なぜ「参加・参画・協働」なのか

①自治基本条例の条文に、広陵町が住みやすく、活気のあるまちづくりになるよう住民（区・自治会、各種団体、NPOなど）・議会・行政が役割を補完し合う、という文言を入れる予定。

②「参加」だけではなく、一歩進んだ「参画」、そして「協働」のまちづくりを住民・議会・行政全体で進める必要がある。

0. 導入

② 「参加・参画」の定義

参加 . . . 既にあるものに参加する

参画 . . . 事業・政策などの計画に加わる
+ 計画段階から主体的に加わる

0. 導入部分

③ 「協働」の定義

共通していることは「**ともに力を合わせて行う**」

共同 . . . 同じ条件で使用する (という意味も含む)
例：共同利用、共同研究、男女共同参画

協同 . . . ともに力と心を合わせる
例：農業協同組合、生活協同組合

協働 . . . それぞれの得意分野で協
力し合う

1. 「参加と参画」

① 「参加」のかたち

社会・地域への参加

- コミュニティ活動(自治会、区)
- 地域自治協議会形成
- 多様なまちづくり活動(清掃、美化、各種見守り、環境保全、地域活性化、町並保存等)
- ボランティア活動、NPOの活動
- コミュニティ・ビジネス、社会的企業(起業)等

行政システムへの参加

- 法定参加(選挙、直接請求(解散・解職、監査、条例の制定・改廃等)、世論形成、ロビイング、政策提案等)
- 審議会、懇話会、市民会議等
- イベント・行事、実行委員会等への参加
- 市民提案制度(パブリックコメント、ご意見箱)等
- 行政事業の市民(団体)による受託等

② 参加の段階

《直接参加手法》



《間接参加手法》

・ 住民投票

・ 委員会

・ ワークショップ

・ コンペ、コンクール

・ アンケート

・ 対面ヒアリング

・ マッピング

・ ニュースレター

**段階に「優劣」はなく、
どの参加も必要**

2. 「参画」とは

① 参画の定義

- 役割と責任を自覚して、社会的課題を解決するための公共的・公益的活動に主体的に加わること
- 行政活動に住民が関わるほか、民間の活動に行政が加わることも含む。
- 課題発見から、解決策立案、実行、評価、見直しまでの一連の流れ全体に関わることが望ましい。

2. 「参画」とは

②参加と参画の違い

例1：地域の祭りに職員が参加・・・**参加**

地域の祭りに計画（どんな出店）から出席、行政の課題解決（例：防災フェアや住民アンケートを実施）・・・**参画**

例2：町が実施する地域防災訓練に住民が参加・・・**参加**

防災訓練の内容を考え、行政の課題解決に関連する事業（救急救命訓練・危険箇所まちあるき）を担う・・・**参画**

⇒ **計画段階から主体的に加わる**

3. 協働、理念とルール

① 共同・協同・協働 の意味

共通していることは「**ともに力を合わせて行う**」

共同 . . . 同じ条件で使用する (という意味も含む)
例：共同墓地、共同トイレ

協同 . . . ともに力と心を合わせる
例：農業協同組合、生活協同組合

協働 . . . それぞれの得意分野で協
力し合う

3. 協働、理念とルール

① 協働とは

協働

多様な市民や行政が、地域の公共的な課題の解決を目指して、同じ目的のために協力・連携して、それぞれのやり方で行動すること。

言い方を変えれば、

- 1) 公共的課題の解決に取り組むという目的の共有
- 2) 多様な主体が持てる力を出し合い、補完し合う
- 3) バラバラでやるより大きな成果 ($1 + 1 > 2$)

② 期待できる効果

市民（町民） にとって	活動団体にとって (自治協議会、自治会、 NPO・市民団体、事 業者)	行政にとって	共 通
<ul style="list-style-type: none"> ・ きめ細かな公共サービス ・ 地域力向上 ・ 自分達で決め、実行する住民自治の実現 ・ 人間関係の広がり・深まり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな公共の担い手として成長 ・ 地域や社会からの信頼 ・ 事業化の可能性（コミュニティビジネス） ・ 事業者の社会貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦割りの弊害などの改善 ・ コスト削減 ・ 新たな課題に挑戦する余力が生まれる ・ 対話能力の向上、信頼関係の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異なる相手との対話 ・ 相互に変革、成長 ・ 社会に関心を持つ人の増加

③ 協働には何が必要か

✓ 情報の公開と共有

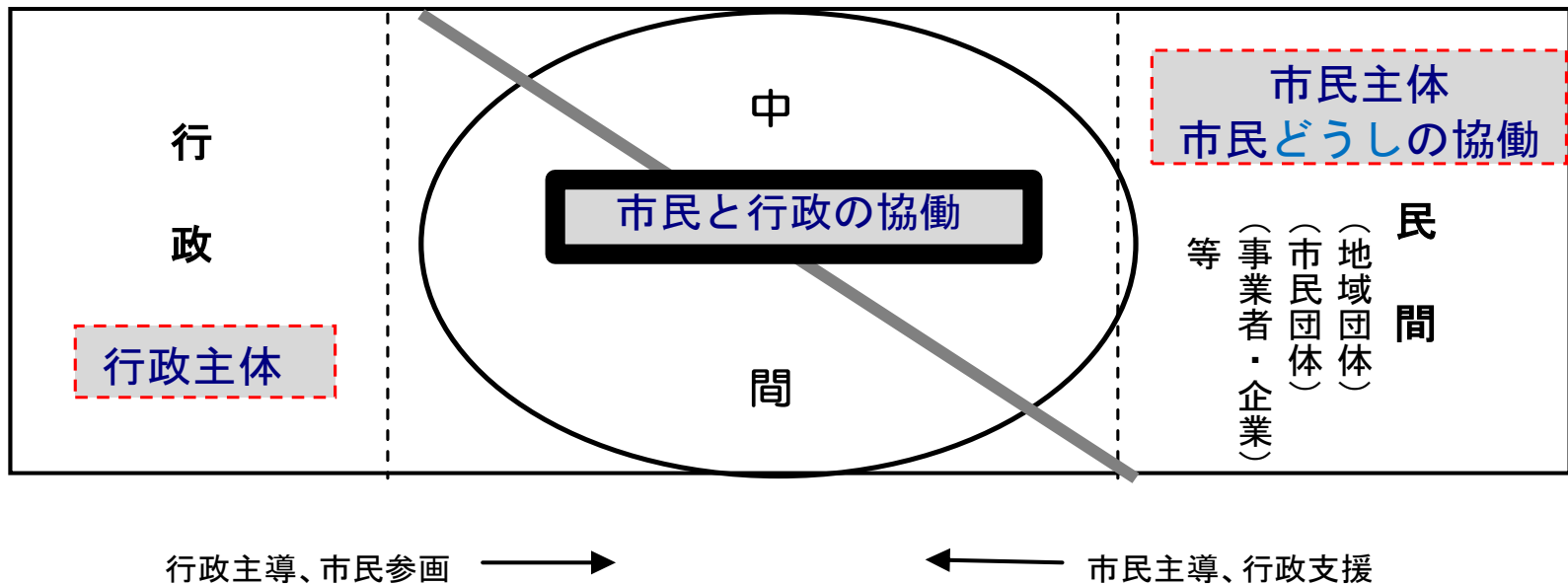
✓ 協働の目的や狙いの再確認（共有）

✓ 行政職員の意識改革（“協働”の理解）

✓ 地域団体、市民団体の力量アップ

✓ 町民の理解

④ 協働の領域



丹波市「「参画と協働の指針」(2011)を参考にした

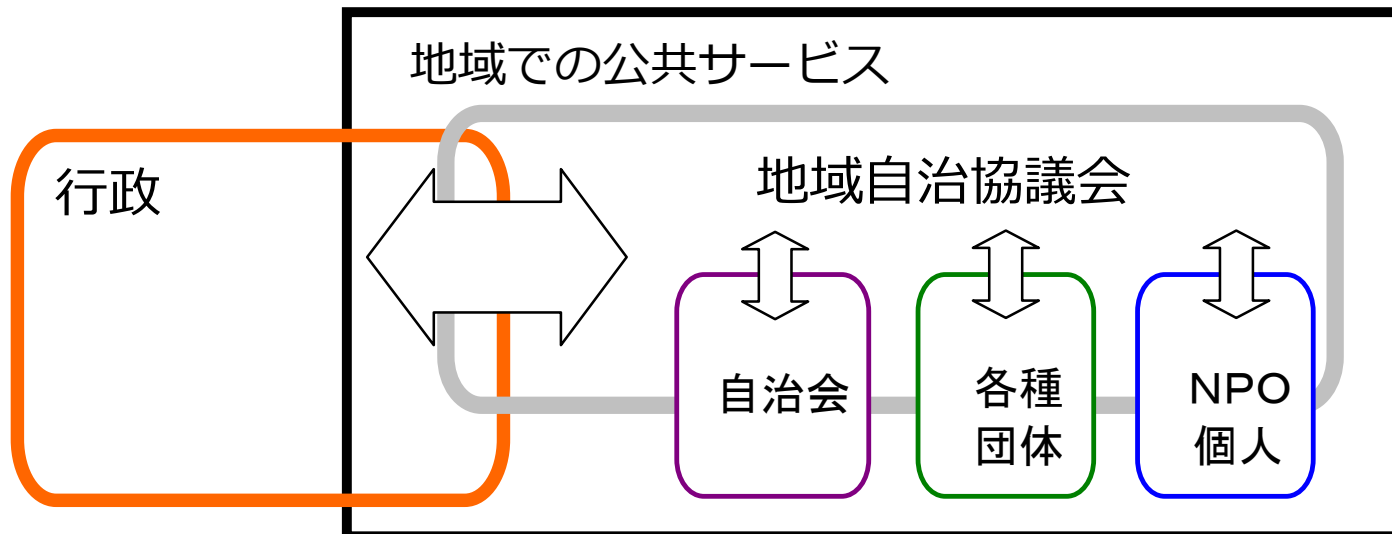
住民力の向上や行財政改革を行うことで、中間領域は広がります。

⑤ 協働の種類（手法）

- A) 共催
- B) 後援
- C) 委託
- D) 補助・助成、負担金
- E) 事業への協力
- F) アドプト制度（公共施設里親制度）
- G) 企画・立案等への参画
- H) 共同事業、実行委員会
- I) 人事交流、人材派遣 その他

⑥ 地域協働の例（兵庫県朝来市）

地域の課題を解決するための方策やこれまで主に行政が行っていた公益・公共サービスを、地域を代表する地域自治協議会（まちづくり協議会）と行政が相談して役割分担を決めて、地域が中心となって実行していくという取り組みを朝来市では「地域協働」と呼んでいます。



⑦ 地域協働のパターン

地域公共課題への 自主的取り組み

- 安心・安全への取り組み等例：真美一連絡会
- 協働による地域づくり（ビジョン実現）

行政サービスの受託

- 行政サービス等の受託 例：島根県雲南市
- 公共施設の指定管理 例：八王子市 長池公園

地域主体のコミュニ ティ・ビジネス

- 自主財源の確保（経済的な持続可能性の追求）
例：鹿児島県鹿屋市柳谷地区（やねだん）
- 地域内外経済循環（物販、サービス提供）

⑧ 協働を促進するための方策（例）

- 情報提供、情報発信の支援
- 定期的な会合（ラウンドテーブル）開催、ネットワーク促進
- 研修機会の提供、アドバイザー派遣
- 活動場所の提供又は斡旋（市民活動センター、インキュベーションオフィス、市施設の優先利用）
- 補助金・助成金／つなぎ融資
- 提案公募型事業（市民団体発／行政発）の制度化
- 総合的な窓口の設置、協働担当職員を各部に置く
- 活動推進に向けた委員会の設置、指針や計画の策定

⑨ 行政はどう変わるか

■ 行政施策の進め方が変わる。

- ・ 参画と協働を原則とする。
- ・ 新たな公共の考え方にもとづく。

■ 行政組織が変わる。

- ・ 参画と協働を組織体系を貫く柱とする。
- ・ 参画と協働を取り仕切る部門が全庁的調整を担う。

■ 行政職員が変わる。

- ・ 研修を充実し、参画と協働への認識を深める。
- ・ 政策を市民とともに創りあげていく姿勢となる。
- ・ 市民の一員として自主的に地域活動に参加する。

■ 将来の行政経営のあり方を考える。

- ・ 協働を柱とした行政運営。

⑩ 協働の結果 もたらされるもの

市民が成長する

- 地域自治組織とテーマ型組織の連携
- 新たな公共の担い手となる

行政が変わる

- 参画・協働を政策の基盤とする
- 参画・協働に対応する組織に変わる

つながりが

新しくなる

- 協働のルール（指針）をみんなで定める
- 新しい活動、団体を歓迎する

参加・参画・協働について
－事例紹介－

① 図書館を核とした地域と行政の協働

－しょうないREK（大阪府豊中市庄内地域）－

- ・市立図書館の廃棄本のリサイクル(R)を通して、図書館活性化、環境保全・ゴミ減量、地域との共生を目指している。
- ・“環境・活性・共生”がキーワード。
- ・廃棄本の販売収益は、地域の公益活動へ向けられている（庄内祭等イベント(E)開催、地域瓦版(K)、環境展・多文化フェスティバル、子ども事業など）
- ・カフェによる住民のくつろげる場所の創出。



◆参考：廃棄本の販売価格

単行本 50円、新書・文庫 30円
雑誌20円など

- ◆参加団体：市立図書館、公民館、保健センター、市役所各課、国際交流協会、中学校区地域教育協議会、環境NPO、子育てグループ、地元商店会等



豊中市立図書館HPより

しょうないREKにおけるそれぞれの役割（協働）

市民活動団体

環境・多文化共生NPO

協働事業提案

事業体(REK)に参加、
事業を担う

事業アイデアの提
案・実施

市民活動団体のネッ
トワーク形成

豊中市立図書館

廃棄図書を提供

イベント会場の提供
広報

相談・アドバイス

行政

(豊中市)

協働事業提案制度を
整備、提案事業の審
査等

図書館、環境関連部
署、保健センター等
をつなぐ

広報

アドバイス

② 地域と都市部をつなぐ地域交通

－ 仏生寺地域づくり協議会（富山県氷見市） －

- 住民アンケートの結果から、免許返納者や、元から免許を持たない高齢女性が、買い物や通院などで不便を感じていることがわかり、外出支援活動を開始。
- 車両は社会福祉協議会からの貸与、運行経費は地域が負担。利用者は無償。
- 地域づくり協議会の福祉部会の活動として計画に記載されており、市は計画に基づく活動費の一部を協議会へ運営補助。
- 住民から運転や車中で傾聴アシストをするスタッフを募り、有償ボランティアとして活動に従事。
- ハトムギの産地であることから「ハトムギワゴン」の名称で毎月2回定期的に運行。



③ 市民センターの指定管理を地域で －ゆめづくり委員会（三重県名張市）－

- ・名張市では2006年度より、15の「ゆめづくり委員会（住民自治協議会）」が市内の17市民センターの指定管理者として管理・運営を行っている。
- ・指定管理料は、15箇所で総額約8,800万円（2019年度）（362～1,116万円）であり、それに加え、地域交付金は総額約1億600万円である。
- ・ゆめづくり委員会の事務所を市民センター内に置いて、地域づくり活動の拠点としている。



百合ヶ丘市民センター（青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会が指定管理者）

④ スタバが認知症カフェに

－ Dカフェ・Nカフェ（東京都町田市ほか） －

- ・ 認知症の方、家族の方、福祉関係者があつまって、コーヒーを飲みながら、気軽に認知症のことを話し合える場が、東京都町田市内のスターバックス店舗で、2016年から始まっている（現在8店舗）。
- ・ 日常の場で、このような意見交換ができることがポイント。福祉活動は特別な場ではない。気軽な話し合いの場を作る企業との協働例。
- ・ 横浜市や日進市等全国40箇所のスタバ店舗でも始まっている。埼玉県ではマクドナルドの店舗でも同様の取り組みが始まっている。



すべて「認知症フォーラム」のHPより

⑤ 沿道景観づくり（緑化事業）を地域で

－鹿ノ台自治連合会（奈良県生駒市鹿ノ台）－

- ・ 鹿ノ台自治連合会で市が所有しているスペースにおける花壇の整備・維持管理等の花づくりに関するルール「鹿ノ台花づくり住民協定」を締結し、手作りで緑地保存に努めている。
- ・ 平成21年度に国土交通省から手づくり郷土賞（緑化事業）で受賞。また、平成22年度に奈良県環境保全功劳賞（緑化事業）で受賞している。
- ・ また、地域内の鹿ノ台中学校では花づくりの知識やノウハウを指導するスクールボランティアも行われている。



「奈良県景観・自然環境課」のHPより

おわりに

なぜ「参加・参画・協働」なのか

①自治基本条例の条文に、広陵町が住みやすく、活気のあるまちづくりになるよう住民（区・自治会、各種団体、NPOなど）・議会・行政が役割を補完し合う、という文言を入れる予定。

②「参加」だけではなく、一歩進んだ「参画」、そして「協働」のまちづくりを住民・議会・行政全体で進める必要がある。